

## 文化芸術ステップアップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の多様な文化芸術を充実・発展させるため、予算の定めるところにより、創造活動、他分野と連携した取組、技術向上を図る取組等を行う文化芸術団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす団体又は個人、若しくは知事が本県の文化芸術等の振興に寄与すると特に認める団体又は個人とする。

(1) 団体

- ① 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
- ② 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- ③ 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- ④ 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- ⑤ 県税に未納がないこと。

(2) 個人

- ① 県内在住者又は本県出身の県外在住者で文化芸術に関する活動を行っていること。
- ② 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- ③ 県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体は補助の対象外とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の事業区分、補助対象経費、これに対する補助金額及び補助事業者は、別表1に掲げるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式別紙1）
- (2) 収支予算書（別記第1号様式別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 補助事業者は、第1項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消

費税等仕入控除税額」という。)を補助対象経費から減額して提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業者が、前号の財産について、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業費総額の30パーセントを超える増減
  - (2) 交付決定額の20パーセントを超える減額
  - (3) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第3号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 事業変更計画書(別記第3号様式別紙1)
  - (2) 変更収支予算書(別記第3号様式別紙2)
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(別記第4号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、事業遂行の状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 10 条 規則第 13 条の補助事業等実績報告書は、別記第 6 号様式によるものとする。

2 規則第 13 条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第 6 号様式別紙 1）
- (2) 収支決算書（別記第 6 号様式別紙 2）
- (3) 証拠帳票類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は 1 部とする。

4 第 1 項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記第 7 号様式により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 規則第 14 条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 規則第 16 条第 1 項の補助金等交付請求書は、別記第 9 号様式によるものとする。

2 この補助金は、精算払又は概算払により交付することができる。

3 規則第 16 条第 3 項の概算払申請書は、別記第 10 号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第 13 条 規則第 21 条第 2 号及び第 3 号の規定により知事が定める財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の別表第 1 から別表第 6 までに掲げる減価償却資産で規則第 21 条第 1 号に掲げる財産以外のものとする。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業区分	補助対象経費	補助金額	補助事業者
① 創造活動支援	<p>補助事業者が自ら企画・主催する以下の取組を行うために直接必要な経費で別表 2 に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公演、展覧会又は文化芸術イベントを行う取組(子どもや若い世代を対象とした取組等)</li> <li>・ ワークショップなどの文化芸術体験を取り入れた取組</li> <li>・ 文化芸術に係る人材やプロデューサー人材を育成する取組</li> <li>・ 地域の伝統芸能の保存・継承に資する取組</li> <li>・ その他、県民の創造活動に資する取組</li> </ul>	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(千円未満の端数は切捨て)で、50 万円を上限とする。	団体及び個人
② 他分野との連携支援	<p>観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など他分野と連携した文化芸術の振興に寄与する活動のうち、新規性又は集客効果及び連携する分野への波及効果等が見込まれる取組を行うために直接必要な経費で別表 2 に掲げるもの。</p>	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(千円未満の端数は切捨て)で、100 万円を上限とする。	団体
③ 若手アーティストの育成支援	<p>若手アーティストが、コンテストや講習会への参加等により、自身の技術向上を図る取組を行うために直接必要な経費で別表 3 に掲げるもの。</p>	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額(千円未満の端数は切捨て)で、35 万円を上限とする。	個人

別表 2 (第 3 条関係)

経費区分	経費の内容
報償費	出演料、講師等謝金、指導料 等
旅費	交通費、宿泊費 等
需用費	消耗品費、印刷費 等
役務費	通信費、運搬費、手数料、広告宣伝費、記録費 等
使用料・賃借料	会場使用料、設備使用料、器具使用料、著作権使用料 等
賃金	アルバイト整理員等賃金
委託料	撮影・配信等に係る委託料 等
その他	その他知事が特に必要と認める経費

別表 3 (第 3 条関係)

経費区分	経費の内容
研修費	参加料、受講料 等
報償費	講師等謝金、指導料 等
旅費	交通費、宿泊費 等
需用費	材料費、消耗品費 等
役務費	通信費、運搬費、手数料 等
使用料・ 賃借料	会場使用料、設備使用料、器具使用料 等
その他	その他知事が特に必要と認める経費